

○財務省告示第二十八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
令和元年五月七日に発行した利付国債の発行条件  
等を次のとおり告示する。  
令和元年六月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第四百  
回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
会計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

三 振替法の適  
用等  
四 発行方法

価格競争入札発行」という。）

五

募  
方

イ

入札  
価格  
競争  
発行

ロ

国債  
市場  
特別  
参加  
者第  
I

六

イ

入札  
価格  
競争  
発行

各申込みのそのうち応募価格の高い  
もかかるそのうち応募額を順次割り  
当てる。特別参加者ごとの応募  
各国債市場特別参加者ごとの応募  
限度額を割りに当てる。申し込みの  
応募額を割りに当てる。

円面金額で一兆六千九百七十億

うち、財政法第四十一条の規定に  
基づき発行した利付国債について

ついで、金額で九百九十億

四億九千九百九十億

営に必要財源の確保を図るた  
め、公債の発行の特例に関する

法律第三十一条の規定に基づ

き発行した利付国債について

は、金額で六千二百五十億

予算分、特別会計に関する法

律第四十六条第一項の規定に基

づく、発行した金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

は、金額で六千二百五十億

十 三	二	ロ					イ	一	十	九	八	ロ					イ	七	口										
経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	振	額	最	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	争	非	者	特	国	口
過	利	入	札	格	第	参	市	札	格	行	替	低	額	入	札	格	第	参	市	札	格	行	入	札	格	第	参	市	口
子	率	発	競	I	加	場	行	行	競	争	単	面	金	発	競	I	加	場	行	行	競	争	金	額	発	競	I	加	場
募	年				三	額	以	額	令	す	額	の	振	五					千	三	七	一	四	い	に	関	図	財	
入	○				厘	面	上	面	和	る	の	記	替	万					円	八	五	六	億	て	基	す	政		
決	・					額	そ	額	元	°	整	載	法	円					百	十	千	千	円	、	づ	る	た	運	
定	一					百	れ	百	年	数	又	の	の						十	三	百	二	令	面	き	法	め	營	
の	パ					円	ぞ	円	五	倍	は	記	規						億	七	十	七	和	金	行	第	公	債	必
通	丨					に	れ	に	月	の	金	録	に						八	百	三	十	元	額	し	三	条	の	な
知	セ					つ	の	つ	七	金	は	、	よ						百	三	十	八	度	三	利	第	一	行	財
を	ン					き	応	き	日	額	に	最	振						百	三	十	八	予	千	付	国	項	の	源
受	ト					百	募	百		に	よ	る	口						十	八	十	四	算	七	百	債	に	規	確
け						円	価	円		も	の	面	座						八	万	二	千	分	九	十	つ	定	保	を
た						五	格	十		の	と	金	簿						万	二	十	百	十	十	つ	定	に		
者						十	銭	銭											二	十	十	十	十	十	十	十			
は						銭													二	十	十	十	十	十	十				
、																			二	十	十	十	十	十	十				

十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

の 払 込 み  
 初 期 利 子  
 後 第 二 期 以 下  
 償 還 期 限  
 償 還 金 額  
 元 利 支 支 所  
 払 場 所  
 入 札 参 加  
 者  
 払 込 期 日

払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす

$$\text{償還金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{6}{365}$$

令和元年十一月一日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年五月一日及び十一月一日を支払期とし、各支払期において、その日以前六ヶ月間に属する利子を支払う。

令和三年五月一日  
 額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

令和元年五月七日